

罹災証明書の交付申請について

問 総務課 内線2115

災害により被害を受けた家屋等の修繕に各種保険制度等を利用する際には、公的機関が発行する罹災証明書が必要な場合があります。市では「五所川原市小規模災害時等における罹災証明書交付事務取扱要綱」を制定し、罹災証明書交付申請の手続きに関する事項等について定めています。交付申請に係る注意点等は以下のとおりです（災害対策本部を設置した場合等は別の基準によって証明書を交付します）。

交付申請できる人	申請から罹災証明書交付までの流れ
<p>被害を受けた家屋等の</p> <p>①所有者 ②居住者および同一世帯人 ③使用者 ④①～③から委任された代理人</p> <p>*ただし、④の場合は交付申請時に委任状の提出が必要です。</p>	<p>①交付申請（受付窓口：本庁総務課、金木総合支所庶務係、市浦総合支所庶務係）</p> <p>必要書類：罹災証明願（様式第1号）、被災した家屋・被害の状況を確認できる写真等、申請者を本人確認できるもの（運転免許証等）、委任状（様式第4号）*代理人による申請の場合のみ。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>②申請内容の審査（7日以内を目安）</p> <p>*被害判定のために実地調査を行う場合があります。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③罹災証明書（様式第2号）の交付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書を交付する場合は、手数料として1部につき300円の納付をお願いします。 ・申請内容を審査し、罹災証明書を交付しないこととした場合には、罹災証明書不交付決定書（様式第3号）で通知します（この場合は、申請者の費用負担は生じません）。

* 金木総合支所、市浦総合支所では申請書の受付のみ行い、申請内容の審査は本庁総務課が行います。

特に注意する事項

被害の原因となる災害の種別ごとに交付申請できる期限がありますので、ご注意ください。

- ・豪雪等の雪害による被害の場合…被害を確認した日から6カ月以内
- ・その他の被害の場合…被害が発生した日から3カ月以内

* 被害状況を確認できない場合は、証明書を交付できない可能性があります。

申請漏れにご注意ください

その他の被害で、平成30年12月31日までに被害が発生したものについて罹災証明書の交付を希望する場合は、**3月29日(金)**までに申請するようにお願いします。

* 期限を過ぎると、罹災証明書の交付を受けられなくなります。



五所川原市臨時職員採用試験

採用人員…8名程度

職務の内容…各種事務補助業務

申込資格…パソコン操作(Word、Excel等)のできる方

申込方法…2月8日(金)までに履歴書(様式不問)を1通持参の上、お申し込みください。

* 受付期間中であっても、申込多数の場合は受付を締め切ることがあります。

選考方法…2月17日(日)に面接試験により選考します。

選考結果…2月22日(金)(予定)に合格者に通知します。

賃金…日額6,320円 勤務日…原則週5日

勤務時間…8:30～17:15 (12:00～13:00まで休憩)

勤務期間…4月1日から6カ月

* 勤務実績により更新可能(最長1年)

その他勤務条件等

* 交通費のほか、6月、12月に臨時加給金(手当)を支給します。

* 社会保険、厚生年金、雇用保険等に加入します。

申込先…人事課 内線2151

2019年度経営所得安定対策事業に係る説明会

2018年度から「米の直接支払交付金」の廃止や国による生産数量目標の配分がなくなり、青森県農業再生協議会が中心となって生産数量目標を設定することとし、新たな米政策として大きな転換期を迎えました。

しかし、これからも米の需給と価格の安定を図るためには、需要に見合った生産を行うことが引き続き重要となりますので2019年度経営所得安定対策事業に係る説明会を開催します。

対象者…五所川原地区にお住まいで転作組合に所属していない農業者(五所川原地区にお住まいで転作組合に所属している農業者および金木・市浦地区にお住まいの農業者の説明会は別日に行います)。

日時…2月5日(火) 9:30～10:30
(受付9:00～)

場所…市役所2階 会議室2B、2C、2D

参加費…無料

問…農林水産課 内線2513

